## 改正個人情報保護法(改正法)施行による変更点の概要

## 改正法 の要点

- 国の行政機関と同じ規律を、地方公共団体(議会を除く)及び地方独立行政法人にも適用。
- □ 国の独立行政機関である個人情報保護委員会が、公的部門全体(国・地方公共団体等)の規律を一元 的に解釈。
- 現行の国の規律に加え、民間部門の規律(漏えい等の報告、個人情報の海外移転の制限等)を追加。 基本的な共通ルールは改正法で規定し、改正法施行のための細則(開示に関する手数料等)、団体内部 の手続(独自保護措置を含む)を条例で定める(ただし、改正法の趣旨を逸脱しない範囲に限る)。
- 施行日は、令和5年4月1日。

## ※ 現行条例に規定があり、法改正後においても内容に相違がないもの(訂正請求、利用停止請求、事業者等へ の支援など)については、下表から除いている。

○ デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大して ○ 県政の適正かつ円	温み、実践と図
	<b>育な連呂を凶</b>
<b>目的</b> いることを鑑み、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利 りつつ、個人の権利利	益を保護する
益を保護することを目的とする。(第1条) ことを目的とする。	
○ 国の行政機関(国会、裁判所等は除く) 第2条第11項 ○ 県(議会を含む)	
○ 独立行政法人 ○ 県設立の地方独立行	行政法人
○ 地方公共団体 (議会を除く) (大学、病院を含む	te)
<b>適用</b> ○ 地方独立行政法人	
<b>範囲</b> ※ 病院、大学を運営する独立行政法人、地方独立行政法人等は、	
開示請求、行政機関等匿名加工情報提供制度、個人情報ファイル	
簿の作成以外の規律は、民間事業者の規律が適用される。	
個人情報の定義(第2条第1項) 個人情報の定義	
○ <u>生存する</u> 個人に関する情報 ○ 個人に関する情報	( <u>死者も含まれ</u>
<ul> <li>死者の情報であっても、同時に遺族等の生存する個人を識 <u>る</u>)</li> </ul>	
別することができる場合は、 <u>遺族の個人情報として保護され</u> 〇 困難であっても他	
<u>る</u> 。 することができれば	個人情報に該
○ 他の情報と <u>容易に</u> 照合できる場合も含む 当	
・ 他の機関に特別な照会しなくても得ることができ、一般的 な方法によりに照合できる場合は、「容易」に照合できる場合	
に該当	
仮名加工情報 (第2条第5項)【新設】   制度なし	
○ 個人情報を、他の情報と照合しない限り特定の個人が識別で	
きないように加工して得られる、個人に関する情報	
(=他の情報と照合すれば復元可能)	
○ 復元する情報がない状態であれば、実施機関内での目的外の	
利用が可能。	
<b>定義</b> ○ 取扱いに関する義務あり(第三者への提供禁止、識別行為の禁	
止、本人への連絡のための利用禁止等)	
匿名加工情報(第2条第6項)【新設】 制度なし	
○ 個人情報を、特定の個人を識別できないよう加工して得られ	
る情報であって、 <u>当該個人情報を復元することができない</u> よう	
にしたもの	
○ 法令に基づく場合を除き、個人を識別する情報との照合が禁	
止される。	
○ 法に基づく場合にのみ作成・提供できる。 個人関連情報(第2条第7項)【新設】 制度なし	
□ ○ 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報	
及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの	
(例:インターネットの閲覧履歴、スマートフォン等の位置情報)	
○ 原則的に本人同意なく提供が可能(ただし、提供先へ適正な管	
理措置を求めることができる)	

資料3

	改正個人情報保護法(改正法)	山梨県個人情報保護条例(現行)
	要配慮個人情報 (第2条第3項) ○ 本人の人種、信条、社会的身分、病歴等、本人に対する不当な差別、偏見その取扱いに特に配慮を要するもの	改正法と同一
	条例要配慮個人情報(第60条第5項)【新設】 ○ 法で定める要配慮個人情報のほか、国が保有していないが地方公共団体で保有している個人情報で、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その取扱いに特に配慮を要するもの ○ 地方公共団体が、条例で定めることが可能	制度なし
	漏えい等の報告・通知義務(第68条)【新設】 ○ 漏えい等(滅失、毀損、そのおそれの発生)時の本人への通知 義務、個人情報保護委員会への報告義務	制度なし
安全管理措置	個人情報の海外移転の制限(第71条)【新設】  ○ 移転の際には本人の同意が必要  ○ 同意を得ようとする場合には情報提供(移転先の個人情報保護制度等)を行う  ○ 県は移転先の保護措置の継続的なチェックを行う	制度なし
	<b>安全管理措置の適用の範囲</b> (県を除く)(第 66 条) ○ 委託事業者 ○ 指定管理者 ○ <u>再委託事業者(追加)</u>	安全管理措置の適用の範囲(県を除 く) ○ 委託事業者 ○ 指定管理者
個人情 報の 取得の 制限	所掌事務又は業務を遂行するために必要な範囲で <u>本人以外からも</u> 取得が可能 (第 61 条第 2 項) (ただし、提供元が本人から同意を得ているとき、本人から取得す ることによって県の事務の遂行に支障が生じるときに限る)	原則として <u>本人から取得</u> (ただし、本人から同意を得ていると き、法的拘束力のある指示に基づくと きなどは取得できる)
要配慮 個人 情報の 取得	所掌事務又は業務を遂行するために必要な範囲で <u>取得可能</u> (通常の個人情報の取得と同じ扱い)	原則として <u>取得禁止</u> (ただし、法的拘束力のある指示があるときなどは取得できる)
オンラ イン 結合の 制限	規制なし ※オンライン結合 実施機関以外の者がインターネット回線等を通じて個人情報をいっても取得できる状態にすること	原則として <u>禁止</u> (ただし、公益性があり、本人の同意 がある場合は、結合が認められる)
個人情 報の例 外的な 取扱い	国のガイドラインで示す解釈以外の例外的な取扱いは、許容されない。 ない。	山梨県個人情報保護審議会に意見を 聴取し、必要性が認められた場合に可 能 (本人取得の例外、要配慮個人情報の 取得の例外、第三者提供の例外、オン ライン結合の例外)

	改正個人情報保護法(改正法)	山梨県個人情報保護条例(現行)
個人ファ第成・公表	○ 個人情報ファイル簿(個人情報ファイルごとに個人情報の記録内容、収集方法等を記載したもの)の作成、公表の義務化(第75条第1項)) ○ 個人情報の本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルは、個人情報ファイル簿の作成の義務なし(だだし、条例の規定で、1,000人未満の個人情報ファイル簿を作成・公表することを妨げない) ※個人情報ファイルー定の目的のために収集した保有個人情報の集合物(データベース等)であって、特定の保有個人情報を検索できるよう整理したもの(例:税務システム上の住民税賦課状況データベース等) ○ 「個人情報取扱事務登録簿」については、個人情報ファイル簿と別に、引き続き条例で定めることができる。(第75条第5項)	制度なし (現行条例では、同種の制度として、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を義務づけている。) ※個人情報取扱事務登録簿 ・個人情報を取り扱う事務ごとに作成 ・取り扱う個人情報の内容、収集方法等が記載される ・個人情報の本人の数が50人未満の事務は作成の義務はない
開示	不開示情報(第78条) ○ 現行条例の不開示情報は、網羅されている ○ 情報公開条例での不開示情報との整合性を確保するため、情報公開条例で不開示情報となっている情報を、条例で不開示情報として追加できる  開示処理期間(第83条) ○ 請求の翌日から30日以内(延長期間:30日以内) ※ 条例で30日を下回る期限を設定することも可能	不開示情報 ○ 法令秘情報、本人の生命身体に関わる情報、第三者の個人情報、法人情報、公共安全情報、審議・検討に関わる情報、事務・事業の情報) ※ 改正法では「法令秘情報」が不開示情報からなくなるが、これらは通常その他の不開示情報に該当すると考えられる。 開示処理期間 ○ 請求の翌日から15日以内(延長期間:15日以内)
請求等	開示請求できる者(第76条) ○ 本人、法定代理人(親、成年後見人)、任意代理人【新設】  開示請求の方法(第77条) ○ 書面による(オンライン含む) ○ 口頭での開示請求は認められない (だだし、本人への情報提供という位置づけで、引き続き閲覧は可能)  開示にかかる手数料の額第89条第2項、第3項【新設】 ○ 実費の範囲内において、条例で額を定める。 ○ ただし、現行どおり手数料を無料とし、労務賃を含まない実費を費用負担として徴収することも可能。	開示請求できる者 ○ 本人、法定代理人  開示請求の方法 ○ 書面による (オンライン含む) ○ 口頭での開示請求(試験等の結果 の開示) については、あらかじめ告 示することによって開示が可能  開示にかかる費用負担の額 ○ 手数料としては徴収していない。 ○ ただし、労務賃を含まない実費を 費用負担として徴収。 (例:A4、1枚あたり10円) ○ 経済的困難であると認めるとき は、減額、又は免除できる。
審査請求	審査の諮問先(第105条第3項) ○ 地方公共団体に設置される、執行機関の附属機関として、行政不服審査法の規定よりその権限に属された事項を処理するための機関(例:行政不服審査会) ※ 行政不服審査会とは別に、条例により、現行の「山梨県個人情報保護審議会」を諮問機関に位置づけることは可能	審 <b>査の諮問先</b> ○ 山梨県個人情報保護審議会 ・定員5名 ・任期2年 ・職務上の守秘義務あり

2

Г		改正個人情報保護法(改正法)	山梨県個人情報保護条例(現行)
		審査請求の手続(第 108 条) ○ 改正法の規定に反しない範囲で、審査請求の手続を定めることができる。	審査請求の手続 ・意見陳述機会の付与 ・意見陳述書の提出、写しの送付 ・審議会手続の非公開 ・答申の尊重義務
	審査請 求以審議 会への 諮問	<ul> <li>○ 条例で定めるところにより、特に必要と認めるときは、審議会 その他の合議制の機関に諮問ができる。(第129条)【新設】 (例:国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を策定)</li> <li>○ 個別の個人情報の取扱いについて、審議することは許容されない。</li> </ul>	<ul><li>○ 個別の個人情報の取扱い(本人取得の例外、要配慮個人情報の例外的取得、第三者提供の例外)の可否に対する意見聴取</li><li>○ 個人情報の保護施策及びその他重要事項</li></ul>
	行政機 関第加 程 報 制 世 制 度	<ul> <li>行政機関等匿名加工情報提供制度(第109条~第123条)【新設】         ○ 行政機関等が保有する個人情報ファイル(データベース等)の         适用方法を民間事業者から募集し、利用目的等を審査したうえで、匿名加工情報に加工(匿名化)して提供する制度         ○ 毎年度1回以上、募集の開始の日から30日以上の期間を定めて募集しなければならない。</li> <li>提供にかかる手数料の額(第119条第3項、第4項)【新設】         ○ 実費を勘案して、政令に定める額を標準として、条例で定める。         (政令に定める額 21,000円+作業時間1時間ごと3,850円等)</li> </ul>	制度なし ※ 国の行政機関では既に導入済みだが、改正法により、都道府県及び政令市は実施を義務化。
	その他	○ 条文には規定がないが、改正法の趣旨を妨げない範囲の規定 は、許容される。	<ul> <li>○ 出資法人の個人情報保護措置</li> <li>・ 県は、出資法人の個人情報が適正に保護されるよう措置を講ずる。</li> <li>○ 指定管理者の個人情報保護措置</li> <li>・ 指定管理者が管理する個人情報の保護のために講ずる措置を定める。</li> <li>○ 条例の施行状況の公表</li> <li>・ 毎年1回、開示等の状況を取りまとめ、その概要を公表する</li> <li>○ 罰則(審議会委員の守秘義務違反)</li> <li>・ 1年以内の懲役又は50万円以</li> </ul>

下の罰金